

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《厚生年金基金・確定給付企業年金関係》

平成23年12月26日

厚生年金基金令および確定給付企業年金法施行令の一部改正について

本日、厚生年金基金令および確定給付企業年金法施行令を一部改正する政令が公布されました。これは、平成23年7月14日付で意見募集された「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」のうち、『確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和』および『確定給付企業年金制度終了時における残余財産の優先分配の追加』に関する改正を行うものです。以下にその概要をご案内します。

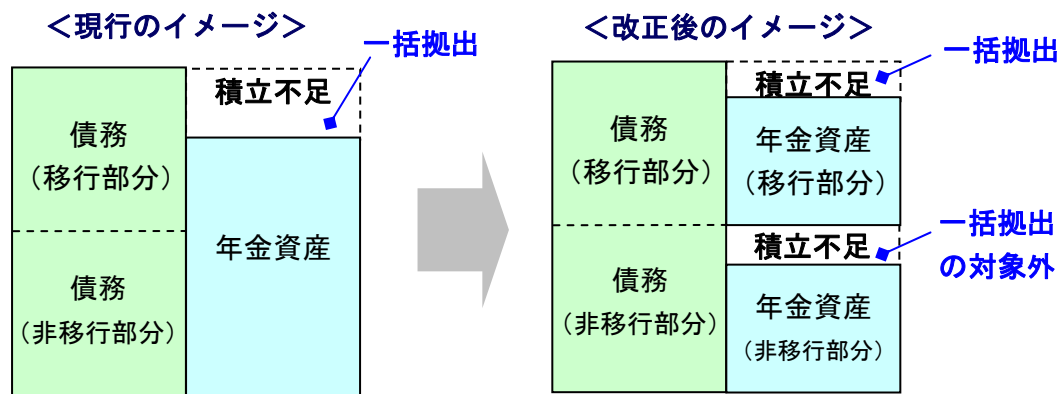
なお、平成23年10月6日付で意見募集された「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」の内容も含め、今回改正された事項以外の改正は今後実施される見込みです。

《厚生年金基金・確定給付企業年金共通》

1. 確定拠出年金へ的一部移行に伴う一括拠出の緩和 <公布日から>

現行：確定拠出年金へ一部移行する場合には、制度全体の積立不足について一括拠出する必要あり

➡ 改正後：確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足に限定する



《確定給付企業年金のみ》

2. 制度終了時における残余財産の優先分配の追加 <公布日から>

現行：「受給者への優先分配」または「加入者および受給者への平等分配」のみ

➡ 改正後：現行の分配方法に加えて、「掛金を負担した者への優先分配」および「受給者および掛金を負担した者への優先分配」を追加。

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以上